

合板の格付の表示の様式及び表示の方法

全部改正：平成15年3月28日農林水産省告示第541号

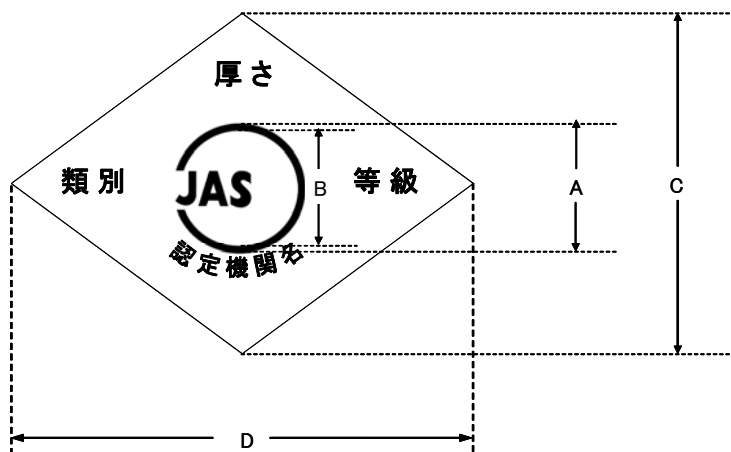
一部改正：平成17年12月27日農林水産省告示第1999号

最終改正：平成20年12月2日農林水産省告示第1752号

一 様式

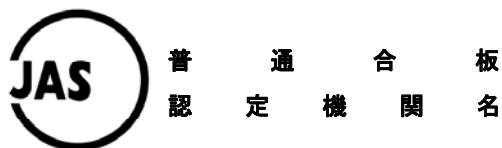
1 普通合板

(1) 表面又は裏面に表示する場合



- ① Aは、15ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- ② Cは、Aの2.6倍とし、Dは、Aの3.4倍とする。
- ③ JASの文字の高さは、Aの10分の3とし、認定機関名の文字の高さは、Aの50分の9とし、その他の文字の高さは、Aの15分の4とする。
- ④ 外枠の線の太さは、Aの30分の1とする。
- ⑤ 類別は、1類又は2類の別を記載する。
- ⑥ 等級は、表面の品質の等級を記載する。
- ⑦ 認定機関名は、略称を記載することができる。

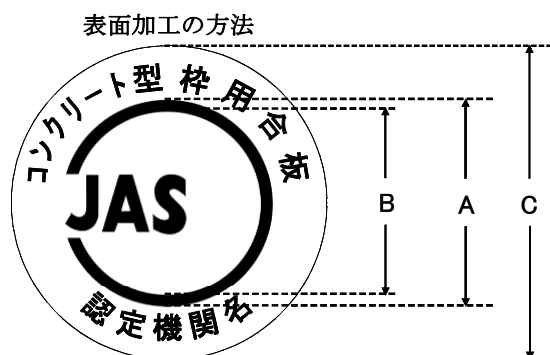
(2) 表裏面に(1)の表示が困難な場合



- ① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。
- ② JASの文字の高さは、外径の10分の3とする。
- ③ 認定機関名は、略称を記載することができる。

2 コンクリート型枠用合板

(1) 表面又は裏面に表示する場合



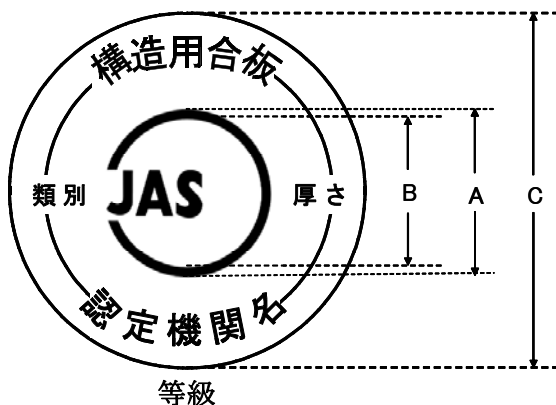
- ① Aは、34ミリメートル以上とし、BはAの10分の9とする。
 - ② CはAの1.3倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
 - ③ J A Sの文字の高さは、Aの10分の3とする。
 - ④ 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
 - ⑤ 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (2) コンクリート型枠用として使用するために表裏面に塗装又はオーバーレイを施したもので(1)による表示が困難な場合



コンクリート型枠用合板
表面加工の方法 認定機関名

- ① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。
- ② J A Sの文字の高さは、外径の10分の3とする。
- ③ 表面加工の方法は、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- ④ 認定機関名は、略称を記載することができる。

3 構造用合板



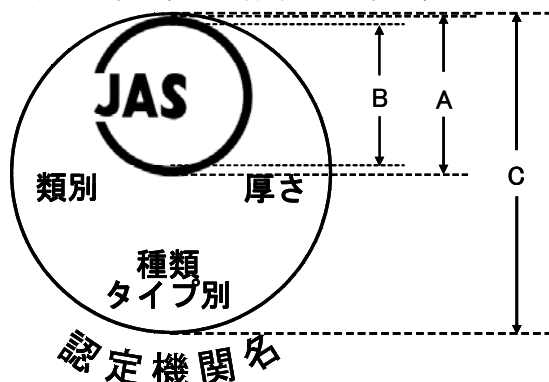
- (1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) J A Sの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 等級は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）第6条に規定する等級

を記載する。

(6) 厚さの単位は、ミリメートルとする。

(7) 認定機関名は、略称を記載することができる。

4 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板



(1) Aは15ミリメートル以上とし、BはAの15分の13とする。

(2) CはAの2倍とし、線の太さは(1)の2分の1とする。

(3) J A Sの文字の高さは、Aの15分の4とする。

(4) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。

(5) 類別は、1類又は2類の別を記載する。

(6) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。

(7) 認定機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付のつど、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあっては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印するものとする。

附 則（平成15年3月28日農林水産省告示第541号）

この告示は、平成15年3月29日から施行する。

附 則（平成17年12月27日農林水産省告示第1999号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧法」という。）第14条第1項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、改正法の施行の際現に旧法第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）、旧認定小分け業者（改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。）、旧認定輸入業者（改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。）、旧登録外国格付機関（改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関を

いう。)、旧認定外国製造業者(改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。)、旧認定外国生産行程管理者(改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。)又は旧認定外国小分け業者(改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。)が、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

改正文(平成20年12月2日農林水産省告示第1752号)

平成21年3月2日から施行する。

(最終改正の施行期日)

平成20年12月2日農林水産省告示第1752号については、平成21年3月2日から施行する。